

滋賀県子ども基本条例案の概要について

1 滋賀県子ども基本条例案について

- 令和 4 年 12 月に滋賀県子ども若者審議会へ諮問し、新たに設置した条例検討部会において 8 回に渡り議論を行った。条例検討部会では、高校生や大学生が委員として参画したほか、子どもへの WEB アンケートを実施するなどして、子どもの意見も踏まえた議論を行い、令和 6 年 6 月に答申を受けた。
- これを受けて、今般、子どもの権利が守られる社会づくりに関し、基本理念を定め、および県等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項等を定め、子ども施策を総合的かつ計画的に推進すること等により、もって子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的として条例を制定しようとするもの。

2 滋賀県子ども基本条例案のポイント

(1) 子どもの権利を明示

児童の権利に関する条約の 4 原則（『差別の禁止』、『生命、生存および発達に対する権利』、『子どもの意見の尊重』、『子どもの最善の利益』）を踏まえ、子どもの権利を明示し、社会全体で子どもの権利が守られるための取組を推進していくことを基本理念として規定している。

(2) 子どもの意見の尊重

子どもの意見を尊重し、聴いた意見がどのように受け止められたのか、反映されたのかなどを子どもに回答（フィードバック）することは、子ども自身の成長につながるものである。

条例案では、子どもの意見を聴き、その意見を尊重することを社会全体で推進することに加え、意見に対する適切な応答など子どもの意見を聴く場合の留意事項を規定している。

(3) 滋賀県子どもの権利委員会の設置

子どもを権利侵害から守る個別救済などを行う滋賀県子どもの権利委員会を知事の附属機関として設置する。（令和 7 年 10 月 1 日設置）

滋賀県子どもの権利委員会は、当事者と関係する機関や個人との間に入り、解決に向けた調査または調整を行い、必要に応じて、知事に対し必要な措置を講ずることや、関係者に対し必要な意見を述べるよう求めることができる。

3 検討の経過

- 令和4年12月27日 「(仮称) 滋賀県子ども基本条例」について知事から滋賀県子ども若者審議会へ諮問
- 令和5年3月6日～
令和6年6月11日 条例検討部会において検討(計8回開催)
- 令和6年6月14日 第20回滋賀県子ども若者審議会においてとりまとめ
- 令和6年6月21日 滋賀県子ども若者審議会から知事へ答申
- 令和6年7月8日 教育・子ども若者常任委員会へ答申内容の報告
- 令和6年7月29日 滋賀県子ども政策推進本部 第2回本部員・幹事会議において答申内容の共有

4 今後の主なスケジュール(予定)

- 令和6年11月20日 教育・子ども若者常任委員会で報告【条例案要綱】
- 11月下旬～
12月下旬 県民政策コメントの実施
- 令和7年1月 庁議
- 令和7年2月 2月定例会議に上程
- 令和7年3月 条例施行規則制定
(条例施行に関し、滋賀県子どもの権利委員会等の必要な事項を定める)
- 令和7年4月1日 条例一部施行(令和7年10月1日完全施行)